

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律

(令和3年法律第31号)」について

【公布: R3.5.10 / 施行: 公布から3ヶ月又は6ヶ月以内】

～流域治水関連法～

国土交通省
水管理・国土保全局
都 市 局



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

法改正の背景・必要性

気候変動の影響

速やかに対応

- 今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急に実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする「**流域治水プロジェクト**」を速やかに実施
(令和2年度内に全1級109水系で策定済)
- 〔国管理河川で**戦後最大規模洪水**に、都市機能集積地区等で**既往最大降雨**による内水被害に対応〕

将来の気候変動(降雨量の増大等)を見込んだ治水計画の見直し

将来の気候変動を見込んだ更なる対応

- 現行計画よりも増大する降雨等(外力)に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による**流域治水を更に拡充**

法的枠組「**流域治水関連法**」の整備が必要



流域治水関連法の概要

流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、「流域治水関連法」では、4本の柱により、以下の9法律を一体的に改正

①特定都市河川浸水被害対策法、②河川法、③下水道法、④水防法、⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、⑥都市計画法、⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、⑧都市緑地法、⑨建築基準法

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**(全国の河川に拡大)

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂**に会し、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
- 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)

- 利水ダム等の事前放流**に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設
- 下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
- 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ 流域における雨水貯留対策の強化

- 貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- 都市部の緑地を保全**し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
- 認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援

3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- 浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進
- 災害時の避難先となる拠点の整備や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 洪水等に対応した**ハザードマップの作成**を**中小河川等**まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去、準用河川**を追加

【目標・効果】 気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現

(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数:2,092河川(2020年度)⇒約17,000河川(2025年度)

2

1. 「特定都市河川浸水被害対策法」の一部改正

6ヶ月以内施行

- ① 特定都市河川の指定要件の見直し
- ② 流域水害対策計画の充実、協議会制度の創設
- ③ 地方公共団体や民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備促進
- ④ 貯留機能保全区域制度の創設
- ⑤ 浸水被害防止区域制度の創設

- 気候変動の影響による降雨量の増加により、現行の特定都市河川の指定要件^(※)である「市街化の進展」以外の自然的条件等の理由により浸水被害防止が困難な河川において、従来想定していなかった規模での水災が頻発。^(※) 現行の特定都市河川の指定要件 = 河道整備等による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な河川
- これらの河川についても特定都市河川法の指定対象とし、流域一体となった浸水被害対策を講ずる必要。

【改正概要】

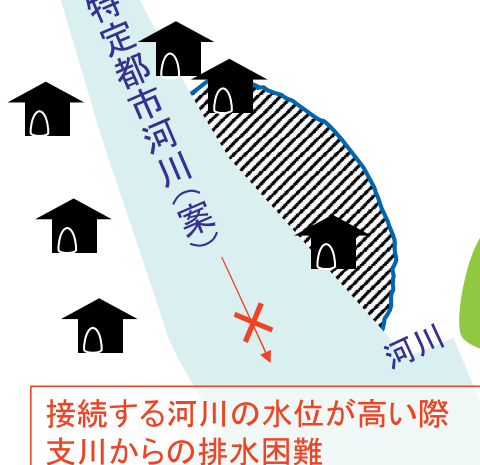
特定都市河川の指定要件に、「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

指定候補河川のイメージ(①から③のいずれか)

①市街化の進展



②接続する河川の状況



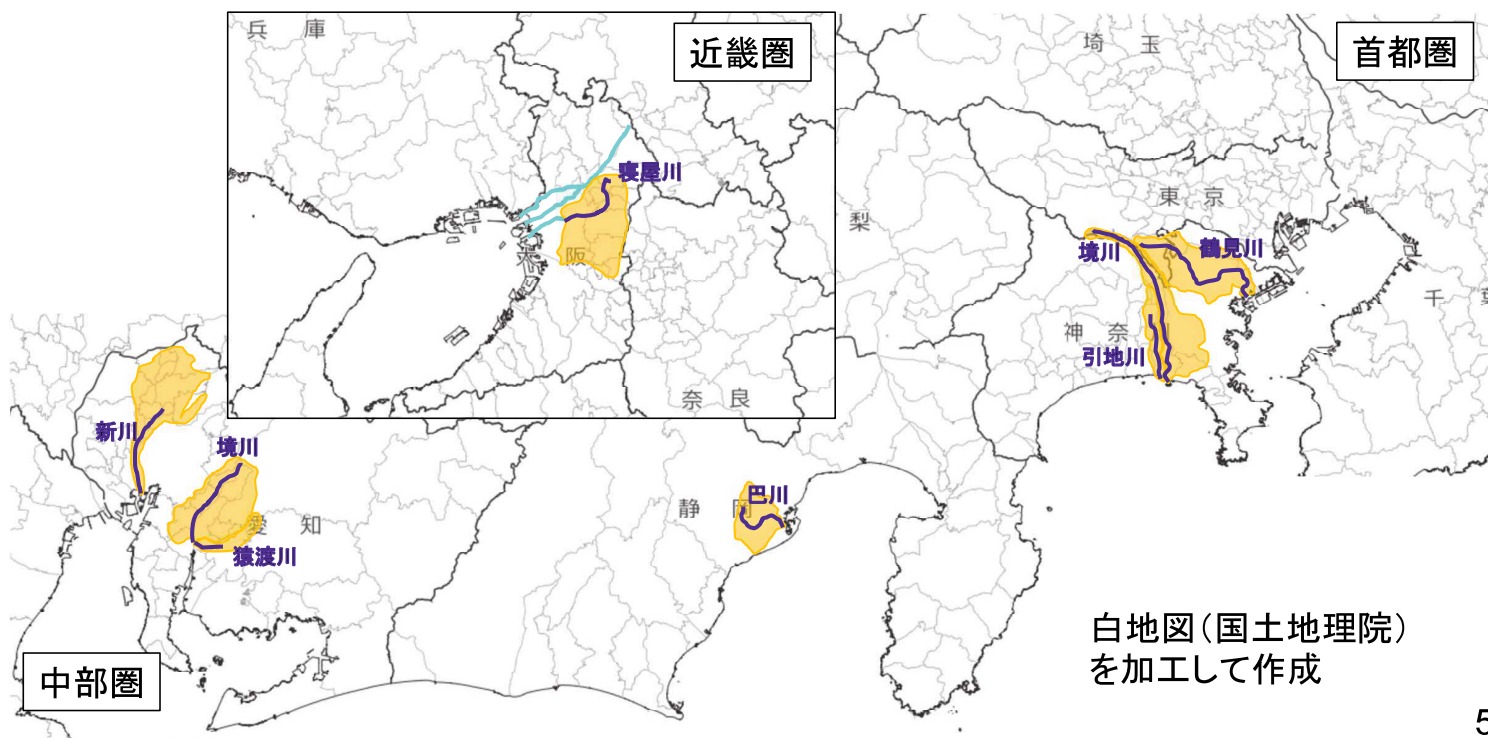
③周辺地形その他の自然的条件



(参考) 特定都市河川の指定状況

- 市街化の進展により河川整備のみでは浸水被害の防止が困難なことから、河川整備、下水道整備に加え、流域における雨水貯留浸透施設の整備などの流出抑制対策を一体的に推進する河川として、**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき**特定都市河川**を指定
- 令和3年5月末現在、政令指定都市をはじめとする**大都市部を貫流する8水系64河川**の指定されている。

<特定都市河川の一覧>



気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域における関係者一体となった水害対策を一層促進するため、「流域水害対策計画」の内容を見直し、流域の事業者や住民に密接に関連する事項を位置付けるとともに、計画の効果的な実施・運用体制の構築が必要。

【改正概要】

- 「流域水害対策計画」に雨水貯留浸透対策の強化（公共団体・民間による対策や緑地保全等）、浸水エリアとその土地利用等を新たに位置付け
- 見直し後の「流域水害対策計画」の効果的な実施・運用に当たり、流域関係者が参画する「流域水害対策協議会」制度を創設

【流域水害対策協議会のイメージ】



（協議会設置）

国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）

- ・流域水害対策計画策定主体
- ・接続河川の河川管理者
- ・学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）

- ・流域水害対策計画の作成に関する協議
- ・計画の実施に係る連絡調整

→ 構成員は協議結果を尊重

6

【特定都市河川法③】地方公共団体や民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備促進

6ヶ月以内施行

～①地方公共団体への法定補助制度創設、②民間事業者等による計画認定制度創設～

気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域において、地方公共団体や民間事業者等の流域関係者が一体となって、追加的な雨水浸透や貯留に係る取組を一層促進する必要。

【改正概要】

① 地方公共団体に対する法定補助制度や国有財産の活用制度創設

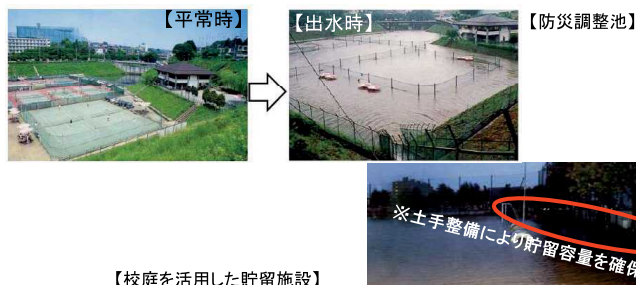
流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設を設置する地方公共団体（河川管理者及び下水道管理者を除く）に対し、法定補助制度を創設。また、普通財産である国有地の無償貸付又は譲与を措置

② 民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度創設

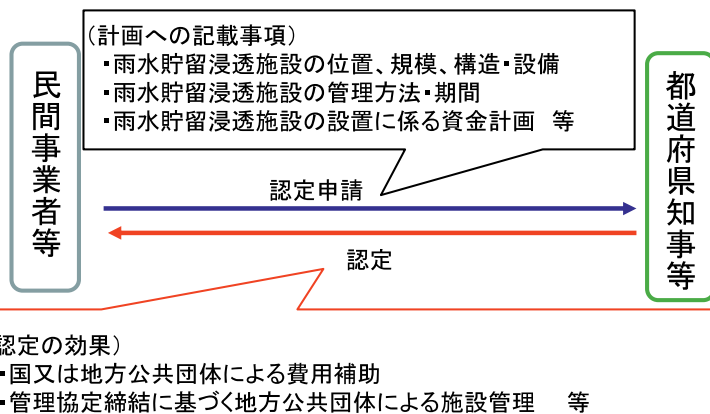
民間事業者が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設。認定事業者への施設設置費用に係る法定補助、地方公共団体による管理協定制度等を措置

【①地方公共団体に対する法定補助制度等の概要】

- 【主体】 地方公共団体（河川管理者及び下水道管理者を除く）
- 【対象事業】 流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設の設置に係る事業
- 【補助率】 1/2 ※補助率は政令で規定予定
- 【その他】 国有地の無償貸付または譲与



【②民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の概要】



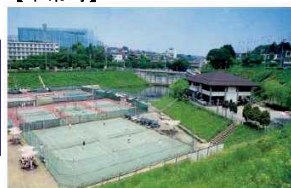
7

河川管理者・下水道管理者のみならず、流域の関係者による流域対策を推進するため、関係者が参画する協議会制度を創設するとともに、雨水貯留浸透施設整備に係る予算・税制に係る支援制度を拡充する必要

実施体制の構築(流域水害対策協議会制度の創設)

関係者(河川管理者、下水道管理者、地方公共団体、流域関係者等)による流域水害対策を計画的かつ整合的に推進するため、新たに流域水害対策協議会を設置

【平常時】



【出水時】



雨水貯留浸透施設の例(防災調整池)

支援制度の拡充(雨水貯留浸透施設の整備)

	河川管理者・下水道管理者 による雨水貯留浸透施設整備	左記以外の地方公共団体 による雨水貯留浸透施設整備	民間事業者等 による雨水貯留浸透施設整備
【補助率等】	1/2 (防災・安全交付金)等	1/3 (防災・安全交付金)	1/3 (下水道区域における間接補助。但し、地方公共団体が助成する額の1/2)等
現行			1/3 (下水道区域外も対象にした間接補助。但し、地方公共団体が助成する額の1/2)
新たな制度 (令和3年度～)	河川管理者: ※特定都市河川浸水被害対策法に基づく施設のみを河川法の特例として整備	1/2 地方公共団体への補助 特定都市河川法に基づく流域水害対策計画に位置付ける雨水貯留浸透施設	1/2 認定事業者への補助 特定都市河川法に基づく認定計画に位置付ける雨水貯留浸透施設 固定資産税の減免 認定計画に位置付ける雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税特例

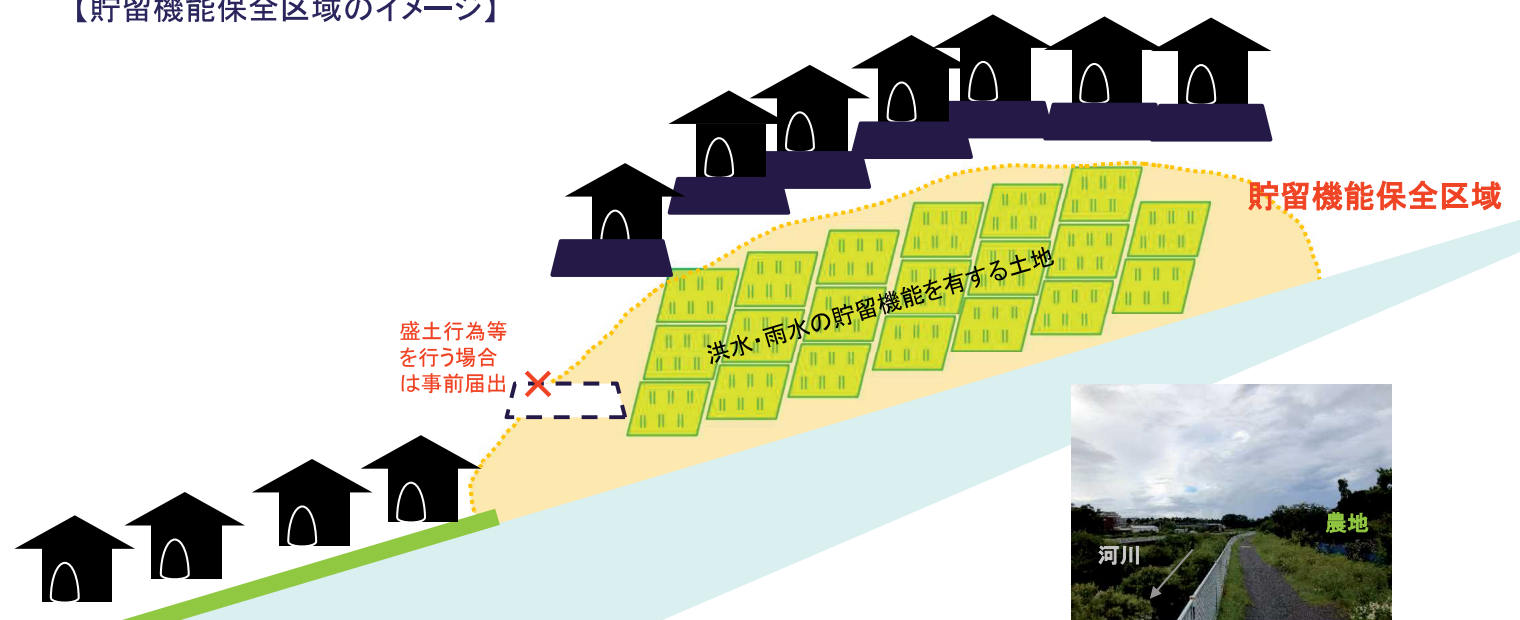
法定補助対象 8

【特定都市河川法④】貯留機能保全区域制度の創設

6ヶ月以内施行

- 河川沿いの低地や流域内の窪地など、過去より保全されてきた浸水の拡大を抑制する効用を保全するため、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、都道府県知事等(政令市長、中核市長)が、市町村長からの意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で、貯留機能保全区域として指定することができる。
- 区域内の土地において盛土、塀の設置等を実施する場合、事前に都道府県知事等に届出しなければならない。都道府県知事等は届出に対して必要な助言又は勧告をすることができる。
- 都道府県知事等は市町村長や土地の所有者の意見聴取により指定を解除することができる。

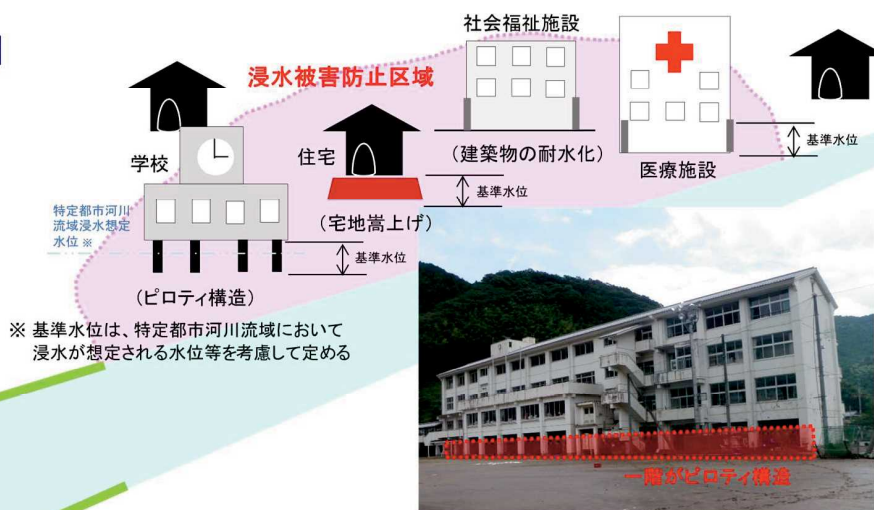
【貯留機能保全区域のイメージ】



洪水・雨水の貯留機能を有する土地の例

- **高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため**、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、**都道府県知事**が市町村長からの意見聴取等を実施した上で、「**浸水被害防止区域**」として**指定**し、**開発規制・建築規制**を措置することができる。
- 開発規制については、**住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為**を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じているか**事前許可**が必要。
(あわせて都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。また防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。)
- 建築規制については、**住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為**を対象に、居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の**事前許可**が必要。
- なお、河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより指定を解除することができる。

【浸水被害防止区域のイメージ】



※ 基準水位は、特定都市河川流域において浸水が想定される水位等を考慮して定める

ピロティ構造の事例

2.「水防法」・「土砂災害防止法」の一部改正

3ヶ月以内施行

- ① 洪水浸水想定区域の指定に係る対象河川拡大等
- ② 要配慮者施設の利用者に係る避難確保措置の見直し

- 現行、大河川である洪水予報河川や水位周知河川について、「想定し得る最大規模の降雨」に対応した洪水浸水想定区域の指定対象とし、避難経路確保やハザードマップ作成等の避難警戒措置を講じているが、令和元年東日本台風等では、それ以外の一級・二級河川において、河川氾濫による人的被害が発生。
- これらの河川についても、洪水浸水想定区域の指定対象とする等、適切な水害リスク情報の提供が必要。

【改正概要】

- ・洪水予報河川又は水位周知河川に加え、**一級河川及び二級河川**（洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川（住宅等の防護対象のある河川））について、**洪水浸水想定区域の指定対象に追加**

（※）同様の考え方により、雨水出水及び高潮についても、浸水想定区域の指定対象を拡大

【洪水浸水想定区域の指定対象河川数イメージ】

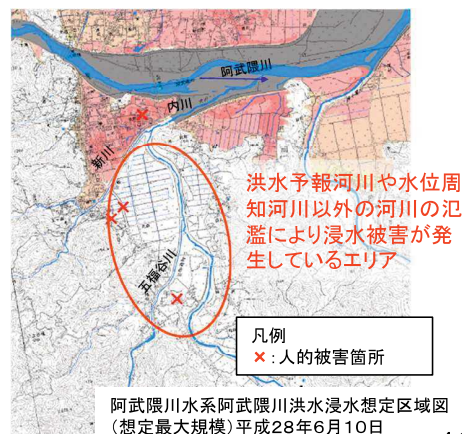
改正により、1級河川・2級河川約22,000河川のうち、円滑・迅速な避難確保等を図る必要のある河川を指定対象に追加

＜浸水想定区域を設定する河川の目標数＞

（現在）約2,000河川 ⇒ （今後）約17,000河川（2025年度）

区分	洪水浸水想定区域の指定対象河川数 （令和2年7月末時点）		
	洪水予報河川	水位周知河川	計
国管理 1級直轄区間	298	150	448
都道府県管理 1級指定区間 2級河川	129	1,560	1,689
計	427	1,710	2,137

現行の指定対象河川数



洪水予報河川等以外の中小河川における浸水被害事例（令和元年東日本台風）

（参考）洪水予報河川・水位周知河川に関する制度概要

洪水予報河川 （大臣又は知事が指定）	水位周知河川 （大臣又は知事が指定）
流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがある河川	洪水予報河川以外で洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがある河川
洪水のおそれがあるときは、水位又は流量等を示して、河川の状況を水防管理者等に通知	特別警戒水位を定め、河川の水位がこれに達したときは、その旨を水防管理者等に通知
必要に応じ、一般に周知	必要に応じ、一般に周知

洪水浸水想定区域 （大臣又は知事が指定）

想定される最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定

市町村防災計画への記載 （市町村防災会議が作成）

浸水想定区域ごとに、以下の事項を記載
 ・洪水予報等の伝達 ・避難場所及び避難経路 ・避難訓練
 ・地下街等、要配慮者施設及び大規模工場等の名称及び所在地・その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ハザードマップ （市町村長が作成）

住民への周知

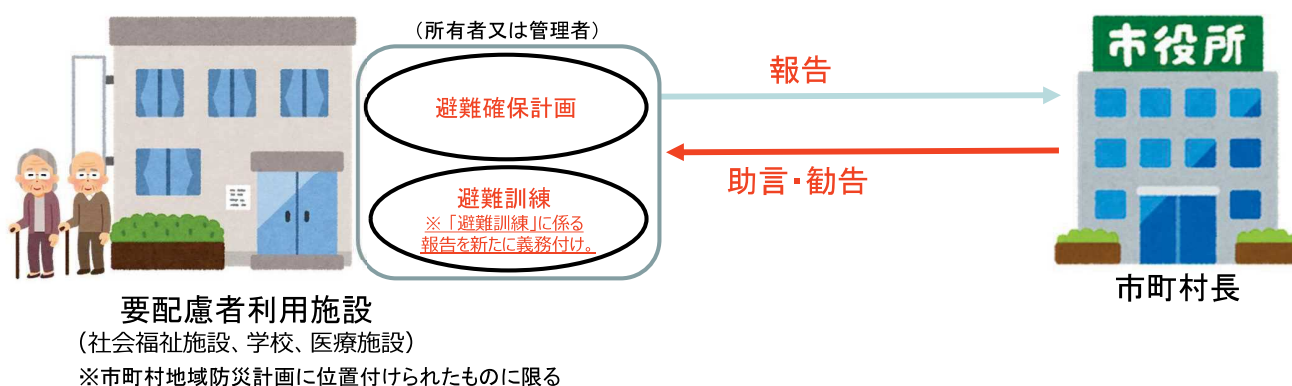
- 昨今の水災害発生時の被害状況を踏まえ、高齢者等の避難困難者が利用する要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練の内容について、市町村による適切性の確認や助言・勧告を通じた避難実効性の確保を図る必要。



【改正概要】

- 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成し、市町村に報告することとされている避難確保措置に関する計画（避難確保計画）について、報告を受けた市町村長による計画内容に係る助言・勧告制度の創設
- 要配慮者利用施設の所有者等の実施義務とされている避難訓練について、市町村長への訓練結果の報告を義務付け、報告を受けた市町村長による訓練内容に係る助言・勧告制度の創設

【要配慮者利用施設の避難確保措置のイメージ】



3.「河川法」の一部改正

3ヶ月以内施行

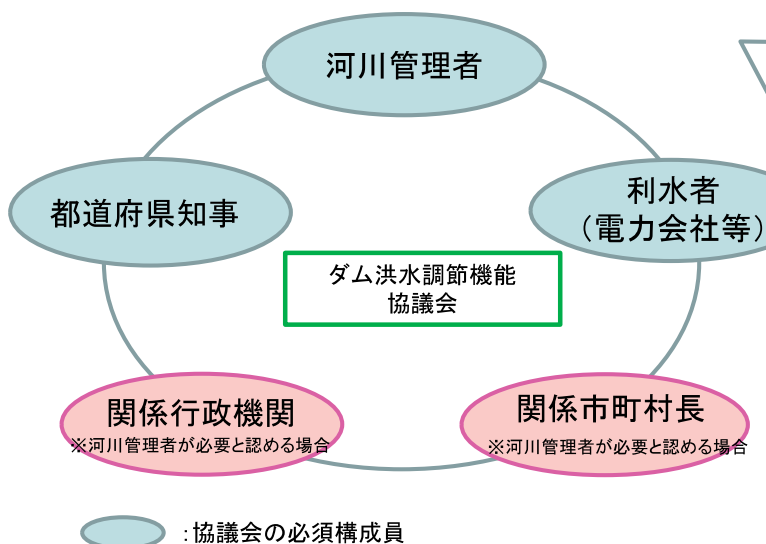
- ① 利水ダム等の事前放流に係る協議会制度の創設
- ② 国土交通大臣による権限代行対象の拡大

- ダムによる洪水調節は従来より有効な治水対策であるが、近年の水害の激甚化・頻発化により、治水ダムに加え、利水ダムの洪水調節への活用が求められている。
- 電力会社等の事業者が設置・管理する利水ダム等で実施されている事前放流の取組を継続的なものとするため、関係者による協議の場について、法的枠組が必要。

【改正概要】

河川管理者、利水者（電力会社等）、流域自治体等で構成される「ダム洪水調節機能協議会」制度を創設

【ダム洪水調節機能協議会のイメージ】



（協議会設置）

- 一級河川：設置必須
- 二級河川：設置任意

（構成員）

- ・河川管理者
- ・利水者（電力会社等）
- ・関係都道府県知事
- ・関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者

（協議事項の例）

- ・河川管理者と利水者等による治水協定の締結・見直し
- ・ソフト・ハード一体となった利水ダム等の洪水調節機能強化に向けた取組の工程表の作成・見直し

→ 構成員は協議に応じなければならない
構成員は協議結果を尊重

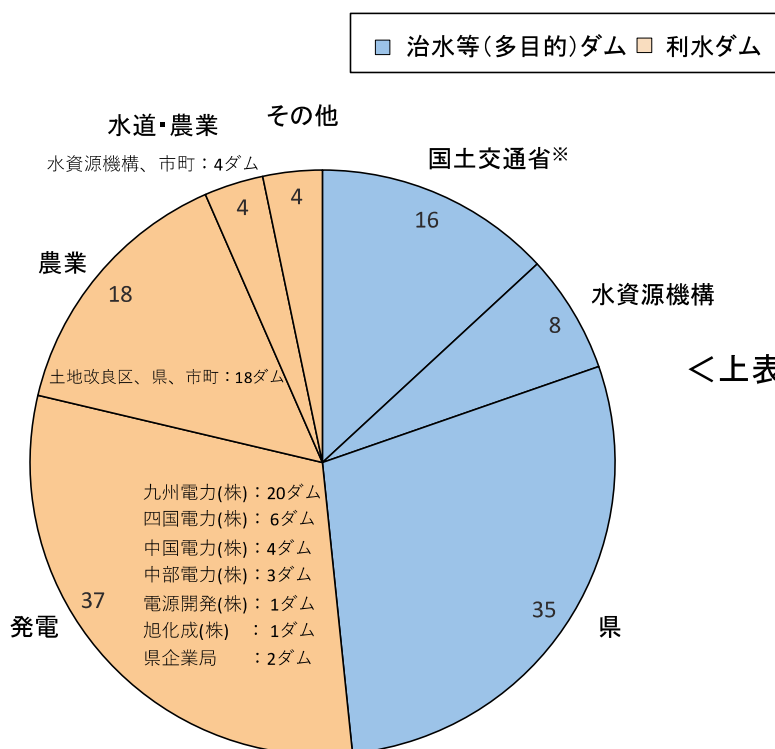
16

（参考）令和2年度 事前放流の実施状況

- 令和2年度においては全国の計122ダムで事前放流を実施(うち63ダムは利水ダム)。(令和2年6月1日～)
- このうち、台風第10号においては全国の計76ダムで事前放流を実施(うち50ダムは利水ダム)。

令和2年10月27日時点

＜令和2年度に事前放流を実施した122ダムの管理者＞



＜令和2年度の事前放流実施ダム数＞

治水等（多目的）ダム （国土交通省※）	16 ダム
治水等（多目的）ダム （水資源機構）	8 ダム
治水等（多目的）ダム （県）	35 ダム
利水ダム	63 ダム

計：122ダム

＜上表のうち、台風第10号の事前放流実施ダム数＞

治水等（多目的）ダム （国土交通省※）	4 ダム
治水等（多目的）ダム （水資源機構）	1 ダム
治水等（多目的）ダム （県）	21 ダム
利水ダム	50 ダム

計：76ダム

※内閣府沖縄総合事務局含む

17

- 気候変動による水災害の激甚化、頻発化により、都道府県知事が管理する1級河川の指定区間や2級河川、市町村長が管理する準用河川において、同時多発的に災害が発生する事象が増加。
- これらの河川における災害発生時には、河川管理者である都道府県知事や市町村長による迅速な対応が困難である事象も多く生じており、国土交通大臣の有する高度の技術力・機械力を活用した権限代行による応急的な措置が求められている。このため、国による権限代行の対象を拡充する必要。



【改正概要】

国土交通大臣による権限代行の対象に以下を追加

【都道府県管理河川】維持(河川の埋塞に係るものであって、高度の技術・機械力を要するもの)

【準用河川】権限代行の対象化

【権限代行制度見直しのイメージ】※赤字・下線が改正による追加対象事項

		一級河川(指定区間内)	二級河川	準用河川
代行する権限	改良工事・修繕	○高度技術、高度機械力 ○自治体要請等 ○事務に支障のない範囲	同左	同左(※ダムに関するものを除く)
	災害復旧	○高度技術、高度機械力 ○自治体要請等 ○事務に支障のない範囲	同左	同左
	維持(河川の埋塞に係るものに限る)	○高度技術、高度機械力 ○自治体要請等 ○事務に支障のない範囲	同左	同左

4.「下水道法」の一部改正

6ヶ月以内施行

3ヶ月以内施行

- ① 計画降雨の下水道事業計画への位置付け
- ② 民間による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設
- ③ 樋門等操作規則の策定制度の創設

全国各地で水災害が頻発しているため、各地域の水災害状況、将来の気候変動の影響による降雨量の増加を見据えて、下水道事業計画に雨水排除の指針となる計画降雨を定め、当該計画降雨に基づき浸水リスクの高い地域での整備を重点化するなど、「事前防災」の考え方に基づく計画的な下水道整備を加速する必要。

【改正概要】

・公共下水道・流域下水道の**事業計画の記載事項に、計画降雨**(浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨)を追加

公共下水道の事業計画の記載事項(下水道法第5条)

※流域下水道の事業計画の記載事項(下水道法第25条の12)も同様の改正を行う。

【1. 必須記載事項】

- ① 排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び頻度
- ② 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- ③ 終末処理場以外の処理施設(これを補完する施設を含む。)を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- ④ 流域下水道と接続する場合には、その接続する位置
- ⑤ 予定処理区域(雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域)
- ⑥ 工事の着手及び完成の予定年月日

【2. 任意記載事項】

- ① 計画降雨(浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨)

※水防法による雨水出水浸水想定区域に指定された場合は、必須記載事項となる

記載事項に追加

※公共下水道(原則、市町村管理):以下のいずれかのもの

イ:主に市街地の下水を排除・処理するための下水道で、終末処理場を有するか、流域下水道に接続するもので、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの
ロ:主に市街地における雨水のみを排除するための下水道で、河川・海域等に雨水を放流するか、流域下水道に接続するもの(雨水公共下水道)

※流域下水道(原則、都道府県管理):以下のいずれかのもの

イ:専ら地方公共団体が管理する下水道からの下水を排除・処理するための下水道で、二以上の市町村の下水を排除し、終末処理場を有するもの
ロ:終末処理場を有する公共下水道からの雨水のみを受けて、これを公共の水域・海域に放流するための下水道で、二以上の市町村の雨水を排除し、雨水の流量を調節するための施設を有するもの(雨水流域下水道)

20

【下水道法②】民間による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設

6ヶ月以内施行

気候変動の影響による降雨量の増加を見据え、整備等に限界のある下水道浸水被害対策区域(※)において、地域関係者が一体となって雨水浸透や貯留に係る取組を一層促進するため、民間事業者等による雨水浸透・貯留に係る自主的な取組を積極的に誘導・後押しする必要

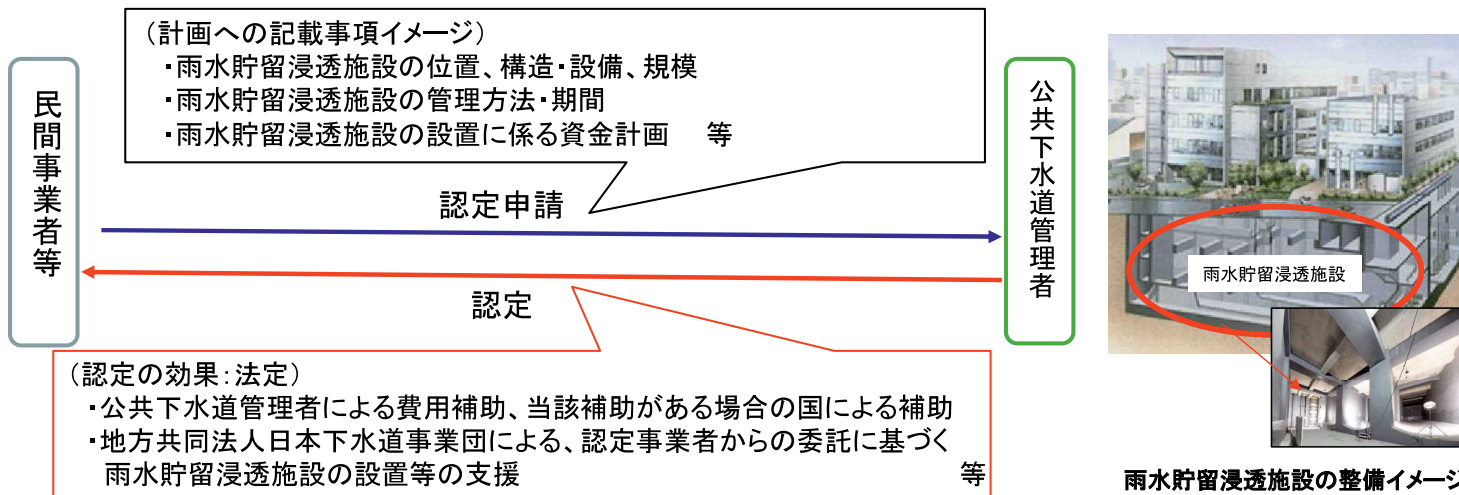
(※)排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であつて、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域

【改正概要】

下水道浸水被害対策区域での民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設

下水道浸水被害対策区域で民間事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を充たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設。認定事業者への施設整備費用に係る法定補助等を措置。

【民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度の概要】



21

気候変動の影響による降雨量の増加により、河川等からの逆流を防止するための操作を伴う下水道施設の樋門等を下水道管理者が操作する機会が増えることが懸念されるところ、当該操作の従事者の安全を確保しつつ、操作を確実に実施するため、あらかじめ樋門等の適切な操作規則を定めておく必要。

【改正概要】

- ・公共下水道管理者等に対して、河川等からの逆流を防止するために設けられる下水道施設の樋門等で操作を伴うものについて、操作従事者の安全に配慮しつつ、**操作規則を策定するよう義務付け**

【操作規則のイメージ】

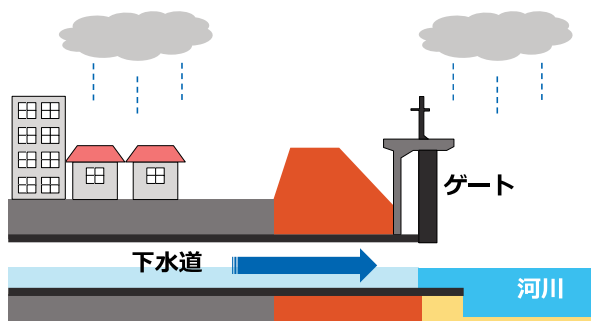
- ① 逆流が始まるまでは樋門等のゲートを全開
 - ② 逆流が始まったときは樋門等のゲートを全閉
- ※ 逆流防止のために樋門等のゲートを全閉している場合において、外水位が下がり、内水位が外水位より高くなったときは、これを全開

＜樋門の例＞

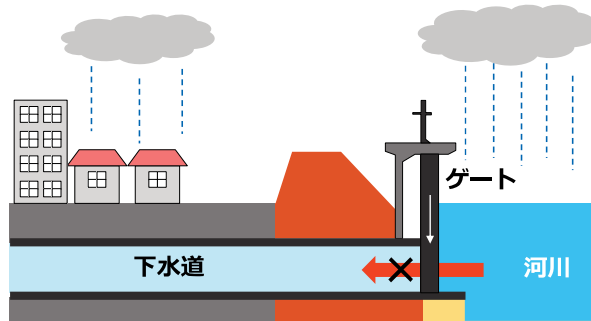


(出典) 東京都：東京都豪雨対策アクションプラン、2020

①逆流が始まるまで



②逆流が始まったとき



22

(参考) 樋門・樋管の概要

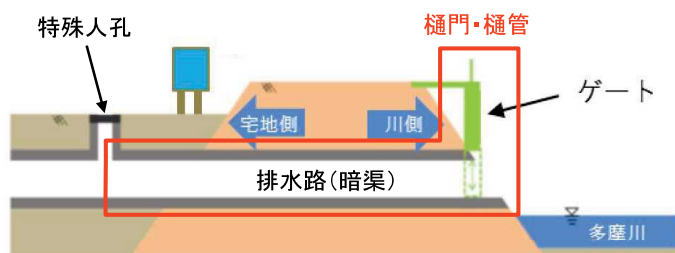
【樋門・樋管の定義】

- 取水、排水等を目的として、堤防を横断する暗渠。
- 一般的には、堤内地への河川水などの逆流を防ぐゲートなどの設備を有している。
- 樋門と樋管の区別はあまり明瞭ではないが、通水断面が比較的大きいものを「樋門」、小さいものを「樋管」という。

※「下水道用語集」、「河川・ダム・砂防用語事典」、「土木用語大辞典」より引用

- ・下水道の場合、主に内水排除を目的として樋門、樋管を設ける場合が多く、同目的のものを排水樋門、排水樋管という。また、樋門、樋管を設ける場合には河川水等の逆流防止を目的としたゲート等付帯設備を設置することが一般的である。
- ・定義に記載の通り、樋門、樋管の定義が明瞭ではないため、同じ規模の施設であっても下水道管理者によって名称が異なることがある。
- ・樋門・樋管とは、宅地側の特殊人孔から川側の吐口までの排水路(暗渠)およびそれに付帯する設備(ゲート等)を含めての総称であることが一般的である。(下図の赤枠で囲っている部分)

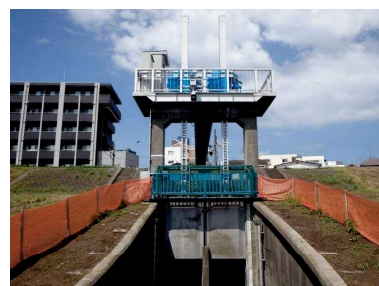
＜樋門・樋管イメージ＞



＜樋管全景写真＞



＜樋管ゲート写真＞



(出典) 東京都：東京都豪雨対策アクションプラン(2020)に加筆

(出典) 川崎市：山王排水樋管周辺地域における短期対策進捗状況ウェブサイト

23

5.「都市計画法」の一部改正

6ヶ月以内施行

3ヶ月以内施行

- ① 開発の原則禁止の区域に浸水被害防止区域を追加
- ② 一団地の都市安全確保拠点施設制度の創設
- ③ 地区レベルの防災性を向上させるための地区計画制度の拡充

【都市計画法①】開発の原則禁止の区域に浸水被害防止区域を追加

6ヶ月以内施行

現行（都市計画法第33条第1項第8号）

- 自己以外の居住の用に供する住宅
（分譲住宅、賃貸住宅 等）
- 自己の業務の用に供する施設（※）
（自社オフィス、自社ビル、自社店舗（スーパー、コンビニを含む）、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場、倉庫 等）
- 自己以外の業務の用に供する施設
（貸オフィス、貸ビル、貸店舗（ショッピングモールを含む）、貸倉庫（レンタルボックスを含む）、その他賃貸用の業務用施設 等）

の開発は

レッドゾーン

- 災害危険区域（出水等）
- 地すべり防止区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

を原則含まないこと



規制対象区域に浸水被害防止区域を追加

見直し

- 自己以外の居住の用に供する住宅
（分譲住宅、賃貸住宅 等）
- 自己の業務の用に供する施設（※）
（自社オフィス、自社ビル、自社店舗（スーパー、コンビニを含む）、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場、倉庫 等）
- 自己以外の業務の用に供する施設
（貸オフィス、貸ビル、貸店舗（ショッピングモールを含む）、貸倉庫（レンタルボックスを含む）、その他賃貸用の業務用施設 等）

の開発は

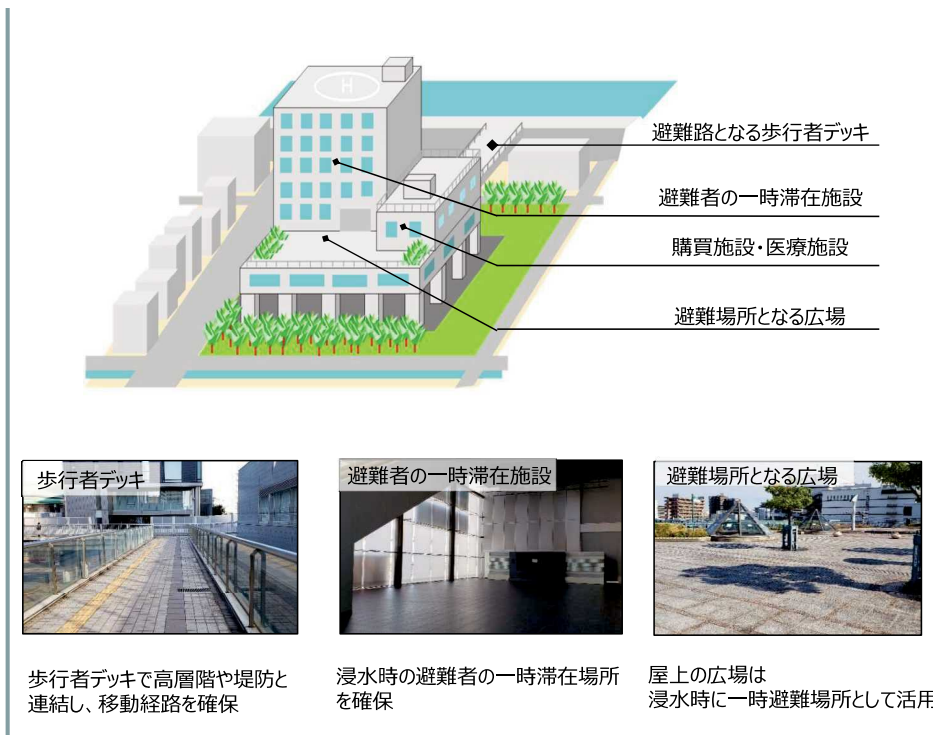
レッドゾーン

- 災害危険区域（出水等）
- 地すべり防止区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- **浸水被害防止区域**

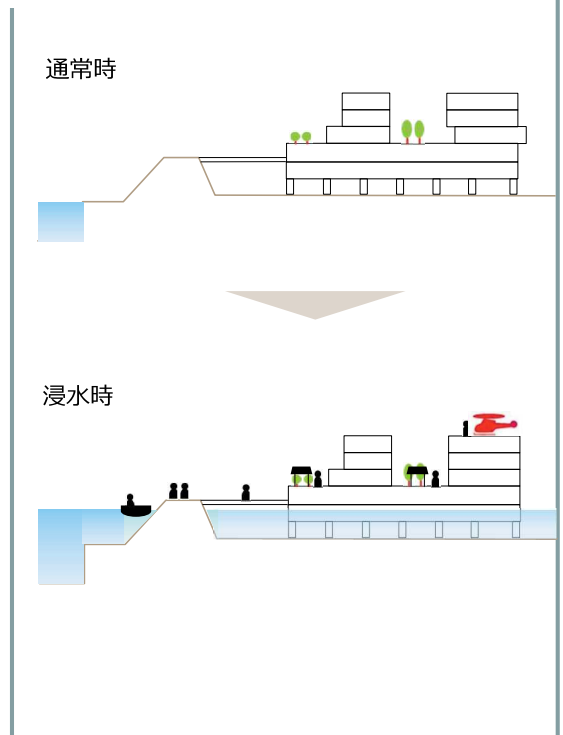
を原則含まないこと

- 浸水継続時間が長い市街地において浸水時の避難者の対応や都市機能の維持ができるよう、避難や浸水に対応した一団地の防災拠点の形成が必要。
- 都市施設の対象に、災害時における居住者等の安全確保に必要な行政、医療、避難施設等の機能を一体的に有する一団地の都市安全確保拠点施設を追加する。
- 災害に備えた早期の整備を行うため、土地収用が可能な都市計画事業として実施。

【外観イメージ】



【構造イメージ】



26

【都市計画法③】地区単位の防災性を向上させるための地区計画制度の拡充

3ヶ月以内施行

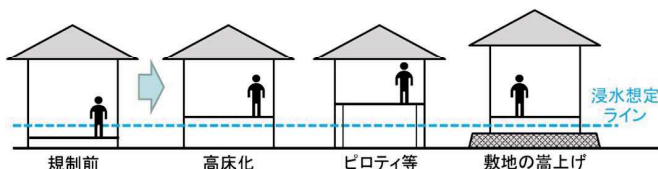
背景

- 近年の頻発・激甚化する自然災害に対し、地区レベルでの防災性を向上させる必要がある。
- 地区計画が定められている区域のうち、計画規模※の洪水による浸水想定区域を含むものは、地区数ベースでおよそ3分の1。
※河川整備の計画において洪水防御の基本とする規模

改正事項

- 地区計画において、新たに次の事項を地区整備計画に定めることができることとする。
 - ①【地区施設】 避難路、避難施設、雨水貯留浸透施設
 - ②【建築物等に関する事項】 居室の床面の高さの最低限度、敷地の地盤面の高さの最低限度

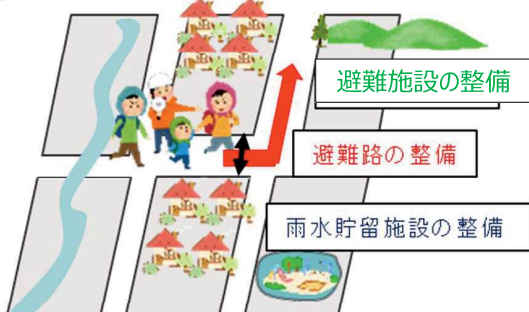
建築物の浸水対策のイメージ図



敷地の嵩上げ、高床化した住宅（イメージ）



地区施設のイメージ図



避難施設・避難路（イメージ）



27

6. 「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」の一部改正

3・6ヶ月以内施行

〔エリア要件、事業の担い手等の拡充〕

【防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律】

エリア要件、事業の担い手等の拡充

3ヶ月以内施行(浸水被害防止区域の追加のみ6ヶ月以内施行)

【エリア要件の拡充】

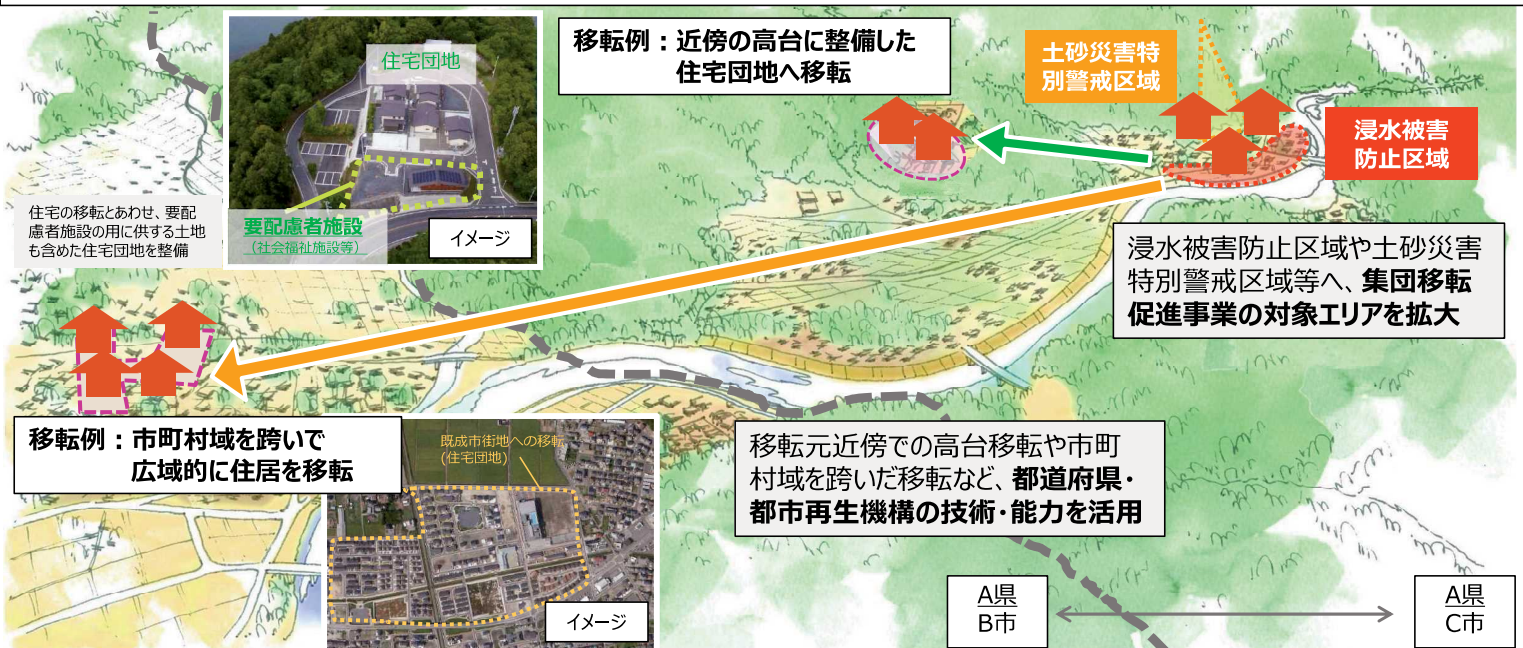
- 防集法による集団移転の対象区域に、災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を追加**する。

【事業の担い手の拡充】

- 災害による行政機能の低下や、広域的な移転計画に対応するため、**都道府県の計画策定権限を追加**する。
- また、東日本大震災の復興事業を通じた豊富な技術・ノウハウを活用するため、**都市再生機構の特例業務として、地方公共団体からの委託に基づき、集団移転促進事業に係る計画策定及び事業実施を行うことができる**こととする。

【住宅団地の整備対象の拡充】

- 集団移転促進事業による住宅団地の整備において、**関連して移転する要配慮者施設の用に供する土地の整備を追加**する。



7.「都市緑地法」等の一部改正

3ヶ月以内施行

6ヶ月以内施行

- ① 特別緑地保全地区の緑地の指定要件の追加
- ② 緑地における雨水貯留浸透施設の整備等を「流域水害対策計画」に記載する場合の都市緑地法の特例(手続の迅速化)

【都市緑地法】 ① 特別緑地保全地区の緑地の指定要件の追加

3ヶ月以内施行

特別緑地保全地区(※)の指定の対象となる緑地として雨水貯留浸透能力の高い緑地を追加し、着実に保全することで水害の被害を軽減するグリーンインフラとして活用することが重要。

※...建築行為、土地の造成などの行為を「許可制」により厳しく規制し、緑地を現状凍結的に保全

【改正概要】

特別緑地保全地区の指定要件に、「雨水貯留浸透地帯(雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させることにより浸水による被害を防止する機能を有する土地の区域をいう。)」を追加

新たに特別緑地保全地区として追加する雨水貯留浸透能力の高い緑地のイメージ



雨水を土壌中に貯え、浸透させることにより、河川や下水道への雨水の流入量の平準化又は軽減する効果を有する緑地。

【現行の特別緑地保全地区の指定要件】

- ・遮断地帯
- ・緩衝地帯
- ・避難地帯

【改正後の特別緑地保全地区の指定要件】

- ・遮断地帯
- ・緩衝地帯
- ・避難地帯
- ・雨水貯留浸透地帯

自然災害が激甚化する中、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラが一層重要。一部の自治体では、緑の基本計画と豪雨対策に係る計画それぞれに「グリーンインフラ」を位置づけた上で連携させ、緑地の保全や、緑地における雨水貯留浸透施設の整備に取り組んでいるところ。このような取組の推進が必要。



【改正概要】

- 都市河川法の流域水害対策計画に「緑地に関する施策(当該緑地における雨水貯留浸透施設の整備その他雨水を一時的に貯留し若しくは地下に浸透させる機能を確保し又は向上させるためのものであって、浸水被害の防止を目的とするものに限る。)に関する事項」を記載することができることとする。
- 上記事項を定める市町村が、都市緑地法上の緑の基本計画を定めている場合は、同法で定める特別緑地保全地区内における雨水貯留浸透施設の整備については、当該地区の行為許可の対象から除くこととする。

➤ 世田谷区豪雨対策行動計画（H30改訂）

【記載事項（抜粋）】

○新たな視点

行動計画における新たな視点として、「グリーンインフラの促進」を追加します。これは、流域対策を強化するため、また、みどりの基本計画との連携を図ることで豊かな住環境の創出に寄与するため、緑地等の保全及び設置促進を図ります。

グリーンインフラによる水循環のイメージ

